

外国仲裁判断の承認・執行に関する 中国人民法院の逐級報告制度 (3)

～信越化学工業 vs. 天津鑫茂科技事件を素材にして～

粟津光世

目次

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐一報告制度 (1)

はじめに

第一部 資料

A 最高人民法院の回答

B 江蘇省高級人民法院の報告 (以上43巻2号128頁)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐一報告制度 (2)

第二部 評釈 (以上43巻3・4号226頁)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度 (3)

はじめに

第一部 資料

C 最高人民法院の回答

D 天津市高級人民法院の報告

1 契約の締結、履行と仲裁の経過

2 Zの主張・理由

3 Xの意見・理由

4 当院の処理意見と理由 (以上本号)

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度 (4)

第二部 評釈 (以下次号)

はじめに

本稿は、産大法学第43巻2号(2009年)「外国仲裁判断の承認・執行に関する中国人民法院の逐級報告制度(1)(2)」の続編である。

信越化学工業は、上海の江蘇中天科技に対する光ファイバー部品の長期

売買契約の締結と同時期に天津の天津鑫茂科技とも同種の契約を締結した。

天津鑫茂科技が光ファイバー完成品の価格低落を理由として長期売買契約を破棄したため、信越化学工業は日本商事仲裁協会東京に違約金支払請求等の仲裁を起こし、総額29億2800万日本円の支払が認容された。同社は直ちに天津市高級人民法院に仲裁判断の承認・執行を求めたが、同院は逐一級報告制度にもとづいて最高法院に処理意見を求め、最高法院も拒絶意見を追認したので、これに従ってニューヨーク条約5条の手続違反を理由にして本仲裁判断の承認・執行を拒絶した。

このニュースは、最高法院が編集発行する権威ある刊行物（『涉外商事海事審判指導』）と中国証券報等のネットで大きく報道されたが、日本ではまったく報道されていない。

本稿は、信越化学工業 vs 天津鑫茂科技事件について、「第一部・資料」で天津市高級人民法院の「報告」と最高人民法院の「回答」の各全文を和訳し、「第二部・評釈」でコメントをするものである。

第一部 資料

- C 最高人民法院「日本商事仲裁協会東京05-03・仲裁判断を承認しないことに関する報告に対する回答」2008年9月10日[2008]民四他字第18号

天津市高級人民法院あて：

貴院[2006]号津高民四他字第0006号「社団法人日本商事仲裁協会東京05-03号仲裁判断を承認しない決定の報告」を領収した。検討の結果、次のとおり回答する。

本件は、日本信越化学工業株式会社（以下、信越会社）が我国の法院に日本商事仲裁協会が下した仲裁判断について承認を申請したもので、中日

両国はいずれも《外国仲裁判断の承認・執行に関する条約》（以下、ニューヨーク条約）の加盟国であるから、ニューヨーク条約の関係規定にもとづいて審査する。

貴院の本報告からみると、本仲裁判断は「通知」に関する点が「日本商事仲裁協会商事仲裁規則」（以下、仲裁規則）に符合しないため、ニューヨーク条約5条1項(b)、(d)の事由が存在することということである。

まず、仲裁規則53条は次のとおり規定する：

1. 仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、その日から5週間を経過する日までに、仲裁判断をしなければならない。ただし、仲裁廷は事件の難易度その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を8週間以内の適当な期間とすることができる。
2. 仲裁廷は、前項の審理終結に当たり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない。

本件の仲裁廷は審理の終結後に、仲裁規則が規定する「当事者に仲裁判断の時期を通知する」という義務を履行せず、天津鑫茂科技公司（もと天津天大天財股份有限公司。以下、鑫茂会社と略称する）に仲裁判断の時期を通知していない。

仲裁規則では、当事者に仲裁判断の時期を通知する規定は仲裁廷が必ず履行しなければならない職責であり、仲裁廷は通知するかどうかの選択権はなく、鑫茂会社に通知しなかったのは、仲裁規則の強行規定に違反するものである。

当事者は合意により紛争処理の方式として仲裁を選択し、明確に「日本商事仲裁協会商事仲裁規則」を適用することを約したのであるから、仲裁規則中の関係内容は当事者の合意の一部になる。本件の仲裁廷が仲裁規則の内容に違反したことは、ニューヨーク条約5条1項(d)「仲裁機関の構成または仲裁手続が当事者の合意に従っていなかったこと」の事由に該当するのである。

つぎに、仲裁規則20条は次のとおり規定する：

1. 申立人は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立変更書を協会に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、仲裁廷が成立した後においては、申立変更の許可申請書を仲裁廷に提出してその許可を得なければならない。
2. 仲裁廷は、前項の許可をするについて予め相手方当事者の意見を聴かねばならない。

信越会社は「2005年8月31日に仲裁廷に“請求変更の申請書”を提出した後、仲裁協会事務局は2005年10月21日に国際速達の方法により“求意見書”という通知を鑫茂会社に送付した」と主張する。

しかし、鑫茂会社は「求意見書」の受領を否定し、信越会社は仲裁廷が上記通知を確実に履行したことの証拠を仲裁廷に提出することができず、かつ、仲裁廷が2005年10月21日に鑫茂会社にて信越化学会社の請求変更に関する書類を送達した何らの証拠もない。また鑫茂会社は信越会社の請求変更に関して何らの意見も提出していない。

信越会社の請求変更の申請に対して鑫茂会社は意見を述べる権利があり、その変更申請の通知は仲裁手続中で重要な内容を有するのに、仲裁廷がその変更通知を鑫茂会社に通知しなかったのは、同会社の防御権をなく奪するものであり、ニューヨーク条約5条1項(b)が規定する「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定または仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防御することが不可能であったこと」の事由に該当し、同時にこの事実は当事者の選択した仲裁規則に符合しないことになる。

以上のとおりであるから、当院は貴院の処理意見に同意し、本件仲裁判断はニューヨーク条約5条1項(b)、(d)の各事由に該当するから、承認を拒絶しなければならない。

- D 天津市高級人民法院「社団法人日本商事仲裁協会東京05-03仲裁判断を承認しないことに関する報告」2008年3月31日 [2006] 津高民四他字第0006号

最高人民法院あて：

社団法人日本商事仲裁協会東京05-03仲裁判断を承認しない案件について。

当院は審査の結果、最高人民法院1987年4月10日法發 [1987] 第5号「外国仲裁判断を承認・執行する条約を実施するための通知」第4条の規定にもとづき、日本商事仲裁協会が下した東京05-03仲裁判断について承認執行を拒絶するものである。

貴院の法發 [1995] 18号「人民法院の涉外仲裁および外国仲裁の事項を処理するうえの通知」の規定により、ここに本件の事案、仲裁廷の仲裁状況ならびに当院の審査意見を貴院に報告し、貴院の審査と回答を願う次第であります。

① 信越化学工業と鑫茂会社の契約締結、契約の履行ならびに社団法人日本商事仲裁協会の処理状況

1 2001年2月26日、信越会社（X）と鑫茂公司（Z）は次の内容を有する「長期売買合意」を締結した。

1. ZはXから「マチド型シングルモード光ファイバー・プリフォーム [匹配型単膜光纖預制棒]」を購入する。
2. 購入数量は毎月4200キログラムとし、毎年1カ月（通常は6月）Xが新工場の保養点検をするときは2800キログラムとする。
3. 光ファイバーの市場価格またはZが製造する素材プリフォームの量のいかにかわかわらずZは所定数量の製品を購入しなければならない。
4. もしZが自社が製造するプリフォームの全消費量が減少するとき、この場合に限りZは当月分の購買数量を減量請求でき、Xがこの減

量請求に同意するときは、Zはその月末後30日以内に1グラム減量につきXに40円を補償金としてXに支払わなければならない。

同時にXとZは、製品の1グラム当たりの価格をつぎのとおり約定した。

1. 第1年目75円、第2年目72.57円、第3年目70円、第4年目67.5円、第5年目65円とする。
2. 価格はすべてFCA日本東京価格とする。
3. 支払方式は、取消不能かつ遡求権なしの自動循環信用状をXに交付する。

さらにXとZは、次の約定をした。

1. 本合意には、日本国の法律を適用する。
 2. 本合意または本合意に関係して紛争が発生したときは、日本商事仲裁協会の規則と手続により日本東京において仲裁をする。仲裁は最終であり、双方に対して拘束力を有する。
- 2 2002年6月4日にXとZは「長期売買合意の第一回改正」をし、その内容は次のとおりである。

1. 購入数量：2001.10~2002.6 (4,200 kg/月)、2002.7~2002.12 (2,100 kg/月)、2003.1~2006.9 (4,200 kg/月)、2006.10~2007.3 (2,100 kg/月)
 2. 価格：2002.7~2007.12 (55円/g)、2006.10~2007.3 (75円/g)
- 以上はすべてFCA東京相場とする。

改正の合意で改正された項目以外は、契約は継続し完全に有効である。

- 3 2002年12月20日にXとZは「長期売買合意の第二回改正」をし、その内容は次のとおりである。

1. 購入数量：2001.10~2002.6 (4,200 kg/月)、2002.7~2002.12 (2,100 kg/月)、2003.1~2003.6 (0 kg/月) (ママ)、2003.7~2005.6 (4,200 kg/月)、2005.7~2006.5 (6,490 kg/月)、2006.6~2009 (4,200 kg/月)、2006.10~2007.3 (2,100 kg/月)

2. 価格：2005.7～2006.5（72.5円/g）
- 4 2003年8月25日にX Zは「長期売買合意の第三回改正」をし、その内容は次のとおりである。
 1. 契約期間：2009.7.31まで
 2. 購入数量：2003.10～2004.3（2,000kg/月）、2004.4～2009.6（4,200kg/月）、2009（2,660kg/月）

Zは、プレフォームまたは光ファイバー市場価格、またはZ自ら製造するプレフォーム数量にかかわらず上記数量を購入しなければならない。
 3. 価格：2003.10～2004.3（35円/g）、2004.4～2005.3（40円/g）、2005.4～2006.3（45円/g）、2006.4～2009.7（55円/g）
- 5 上記合意期間中に光ファイバーの国際市場は委縮し、光ファイバーの価格は大幅に低落し、低下傾向が継続する見通しとなった。

2003年12月17日にZはXに書簡を出し、合意を履行するとZは巨額の損失を生じるのでXは価格を下げてZの生存を図ってほしいと述べた。

2004年1月8日にはZはXに書簡で、代金金支払の停止を通知した。以降は「長期売買合意」および改正合意は履行されていない。
- 6 Xは、2005年1月に日本東京社団法人日本商事仲裁協会に仲裁を申し立てた。Xの仲裁請求は次のとおりである。
 - 1) ZはXに対して29億2800万円およびうち17億5200万円について本仲裁申請日から、うち11億7600万円について2005年8月31日から、それぞれ支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。
 - 2) 前項の請求が認められないときは、ZはXに対して29億8200万円およびうち17億2200万円について本仲裁申請の日から、うち12億6000万円について2005年8月31日からそれぞれ支払済みまで年6%による金員を支払え。
 - 3) XとZ間の長期売買合意および3回にわたる改正合意、すなわち2001年10月1日から2009年7月31日までの期間で約定された条件

がすべて有効であること、およびXがした長期合意とその改正には何ら詐欺行為がないことをそれぞれ確認する。

4) 仲裁手続に関するすべての費用はZの負担とする。

7 Zは仲裁廷から仲裁通知を受領した後の2005年3月31日、2005年4月29日、2005年9月13日に仲裁廷にそれぞれ「管轄異議の申請書」「管轄異議の抗弁書」「管轄異議の補充抗弁書」を提出した。

仲裁廷は、Zの管轄異議の理由が成立しないと認め、2005年10月17日に本件は管轄権があるとする決定を下し、Zの管轄異議の申請を却下した。

8 仲裁廷は、Zは2004年1月から本製品をまったく購入しなかったのであるから、ZはXに対して1グラム当たり40円を清算金として支払うべきだと認定し、2005年9月15日、2005年10月25日の二回にわたり開廷したうえ、2005年12月6日東京05-03をもって仲裁判断を下した。

仲裁判断の主文は、次のとおりである。

1) ZはXに対して29億2800万円およびうち17億5200万円について2005年2月1日から、うち11億7600万円について2005年8月31日から、それぞれ支払済みまで6%の割合による金員を支払え。

2) XはZとの間の長期売買合意およびその三回の改正合意にもとづき清算金支払請求権があることを確認する。

3) Xのその余の請求はこれを棄却する。

4) ZはXに仲裁費用として12,835,934円を支払え。

9 Zは名称を「鑫茂公司」と変更した。

Xは、当院に当該仲裁判断について承認と執行を申請した。

② Zが主張する承認・執行拒絶の理由

鑫茂公司是、本仲裁判断について承認・執行を拒絶すべきだと述べ、本件仲裁には多くの重大な手続上の瑕疵があり、その仲裁手続は日本の法律と日本商事仲裁協会の仲裁規則（以下、仲裁規則）に著しく違反し、ニューヨーク条約5条1項に規定する承認拒絶の事由があると主張する。

Zが主張する主要な理由は、次のとおりである。

1 仲裁判断の主文は、Xの請求の範囲を超えている

Xの仲裁請求は次の4項目からなっている。

1. 2004年1月から2005年7月まで合計29億2800万円および遅延損害金の支払請求。
2. 前項が認められないときは、29億8200万円および利息の支払請求
3. XとZ間の長期売買合意および改正合意が有効であり、詐欺行為が存在しないことの各確認。
4. 仲裁費用はZが負担せよ。

しかるに仲裁判断は次の4項目からなっている。

1. ZはXに対して29億2800万円および遅延損害金を支払え。
2. XはZに対して合意第4条にもとづく清算金支払請求権があることを確認する。
3. ZはXに対して仲裁費用12,835,934円を支払え。
4. Xのその余の請求を棄却する。

仲裁廷はXが仲裁請求していないのに、XのZに対する清算金支払請求権を確認した。これは仲裁請求の範囲を超えた仲裁判断である。

2 仲裁廷は、審理終結後に仲裁規則にもとづき通知をする義務を履行せず、そのうえ所定期間内に仲裁判断をしなかったのは、仲裁規則に明白に違反する。

仲裁規則53条は「1. 仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、その日から5週間を経過する日までに、仲裁判断をしなければならない。ただし、仲裁廷は事件の難易度その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を8週間以内の適当な期間とすることができる。2. 仲裁廷は、前項の審理終結に当たり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない。」と明確に規定する。これによると、仲裁廷は仲裁判断の時期を中方に通知しなければならない。かつ審理終結後5週間以内に仲裁判断をしなければならない。

しかし本件事実はまったくこれと異なる。すなわち、本件の審理終結

の日は2005年10月25日であり、仲裁判断は同年12月6日であるから、結審後6週間が経過し、期限である5週間を超えている。

Zは、2006年2月9日に仲裁判断書を受領して初めて仲裁判断の日を知った。このときは審理終結から107日を経過していた。

さらに重要な点は、仲裁廷は終結の日をZに通知せず、またいつ仲裁が下されるのかの期日をZに通知せず、加えるに仲裁判断の期日の延期をZに通知したこともない。

Xは当時なお積極的に新しい証拠資料と証人申請を準備していた。しかるに仲裁廷はZにこの機会を全く与えず、Xの一片の主張書面と証拠だけで仲裁判断を下し、中方の十分な抗弁と立証の権利を奪った。

- 3 仲裁判断を下したのち、仲裁判断書の送達の方法は明らかに不当である。これは仲裁規則と日本の法律に違反し、仲裁手続の重大な瑕疵を構成する。

仲裁廷は、2005年12月6日に仲裁判断をしたが、2006年2月8日になるまでZは「審理終結の月日」と「仲裁判断がなされる日」および「仲裁判断の結果」の各通知を受けていない。

2006年2月9日にZは差出人の身分と書類の内容がいずれも不明で、かつ何ら郵送権限がない「中国国内速達便〔中国国内特快専梯〕」によって始めて本仲裁判断がなされたことおよびその結果を知るに到った。

仲裁廷は、仲裁判断をしたのち速やかにZに仲裁判断書を送達しなかったばかりか、適正手続にもとづく送達さえしなかった。

Zは書簡で仲裁廷に上記の書類の効力を質問したが、仲裁廷は何らの回答もしなかったため、のちZは再三にわたり郵便の発信人に対して「送達委任状」のコピーを入手しやると当該書類が存在することを確認することができた。

仲裁廷は、このように時間を遅延し、正規の送達方法を取らなかったためであるから、仲裁規則に違反する。

- 4 仲裁廷は、本件には管轄権がないのに強行的に受理したのは、手続違反に当たる。

ZとXが約定したのは、仲裁の方法で紛争を解決することと、仲裁の地点、適用規則、手続だけであって、具体的にどの仲裁機構によるかは約定していない。

日本には、日本商事仲裁協会だけではなく、日本海運集会所、弁護士会仲裁センターなどの仲裁機構が存在する。常設機構もあり、臨時機構もある。さらに国際商事仲裁の領域では、有名なICC、SCCなど常設仲裁機構では世界のどの地点においても仲裁ができる。したがって日本商事仲裁協会が本件を受理する何の法的根拠もない。

- 5 仲裁廷は、中国側が明らかに仲裁人名簿を請求したのに、それを提供しなかったため、Zは仲裁人を選任することができず、仲裁当事者の基本的権利に重大な損害を生じさせた。

仲裁規則9条は「仲裁人選任の便宜をはかるため、協会は仲裁人名簿を作成し、これを常備する」と規定するが、仲裁廷がZにXの仲裁申請書を送達したとき、仲裁人名簿を同封しなかった。

Zとしては日本語に堪能で、法律レベルが高く、業務熱心で、信用がある友好的な仲裁人を選任する必要がある、もって自己の正当な権利を擁護しようとした。仲裁人名簿中の人物は関係領域の専門家であり、当事者は必ず仲裁人名簿から仲裁人を選定しなければならないので、Zは2005年4月7日、4月12日、4月13日と再三にわたり電話または手紙で日本商事仲裁協会に仲裁人名簿を送るように請求したが、同協会は終始何の回答もしなかった。

Zは意に反して強制的に仲裁人が選任されるのを防ぐためやむなく2005年4月15日に日本で留学したことがある北京建元弁護士事務所の敖其弁護士をZ方の仲裁人に選任した。

- 6 仲裁廷は、仲裁手続でXと親密な関係になり、明らかにXをえこひいきした。この事実は日本仲裁法と仲裁規則中に定める仲裁手続の公平・公正に関する基本原則とその関連規定に違反する。

日本仲裁法25条は「仲裁手続きにおいては、当事者は、平等に取り扱われなければならない」「仲裁手続きにおいては、当事者は、事案に

ついて説明する十分な機会が与えられなければならない」と規定する。仲裁規則にも同様の規定がある。しかるに仲裁廷はこの規定に違反し、仲裁過程でZの正当かつ合理的な色々な要求を無視したことと比べ、Xに対する立場と対応はまったく異なっていた。

すなわち、仲裁廷が組織される前に仲裁協会とXの関係は相当程度に親密で、例えば2005年3月4日にX側弁護士と仲裁協会国際仲裁部長の次の往復書簡の内容は両者間の非常に親密さを表して余りがある。

「ここに貴殿のFAX送信中の提案〔建議〕に対して回答します。

申請人はここに確定し、貴殿のFAX送信で議論されている問題については、申請人と商事仲裁協会JCAAの立場は一致します。遅延することなく仲裁手続を継続して進めて下さい」（ママ）。

仲裁協会は一方でZの管轄異議を却下し、他方でに日本方当事者に助言をしたらうえ共同して仲裁手続を強行したのである。

- 7 ZとX間の「長期売買合意」とその3回の改正合意はすでに国内の有効な判決により解除されたのであるから、Xの仲裁請求は法律の基礎を喪失した。もし仲裁判断の承認・執行がされれば、これは中国の司法主権に重大な損害を与えるから、本仲裁判断の承認・執行は拒絶されなければならない。

Yは、2006年8月に本件に関係する事実と法律にもとづいて天津市第一中級人民法院に訴えを提起し、Xとの「長期売買合意」ならび3回の改正合意をすべて解除する請求をした。同院は契約内容と履行が信義誠実の原則に違反するとの理由により、2004年1月2日から将来にわたってZとXとの「長期売買合意」（3回の改正合意を含む）を解除する旨の判決をした。Xはこの判決に対して上訴したが、棄却され、判決は確定した。

したがって契約法97条の解除に関する規定により、解除の日から未履行部分についてZの履行義務は終了し、未履行部分について生ずる権利義務も存在しないのである。

- 8 本仲裁判断は、我が国の公共政策に損害を与え、我が国政府の信用を

なくすものであるから、その承認・執行は拒絶しなければならない。

我が国商務部が発布した2004年第96号公告「原産国がアメリカ、日本、韓国である輸入光ファイバーのダンピング調査最終決定」は次のように認定した：

「調査期間（2002.4.1～2003.3.31）のうち、アメリカ、日本、韓国を原産国とする輸入ナチュラルシングルモード光ファイバーにはダンピングが存在し、この製品の輸入は中国国内の光ファイバーメーカーに実質的損害を与えた。かつダンピングと実損害とは因果関係がある」

商務部は終局決定で、すべての日本企業ダンピング幅は46%に達し、すべて原産国日本のナチュラルシングルモード光ファイバーに対して反ダンピング課税率を46%とし、期限を2005年1月1日から5年間とすると認定した。

調査期間中、光ファイバー製品の価格が持続的に低下した直撃でZを含む国内の同種製品の税引き前の利益が大幅に減少し、著しい赤字が出現し、事業閉鎖の危機に直面した。表面的には、商務部の光ファイバー製品についての決定とX Z間の光ファイバー・プレフォームに関する買付け紛争は直接の関係がないかもしれない。しかし、国内の光ファイバーメーカーのプレフォームは基本的に輸入に頼っており、全世界のプレフォーム製造はいくつかのメーカーが寡占するところであり、Xはまさに当時製造を商業化して供給する唯一の企業であって、同社はプレフォームの供給領域では絶対的な発言権を有していた。

Xはこの寡占と操縦的地位を利用して、Zら国内光ファイバーメーカーに対して5年にわたる長期の取消不能信用状による長期拘束型の販売買付の合意を締結させ、その結果Zは毎月4.2トン、価格1グラム当75円で購入せざるを得ず、かつXは何ら価格の調整要求を許さなかった。

契約を履行して間もなく、国内光ファイバー市場価格が急速に約100元低下し、Xが供給する価格ではZが製造する光ファイバーの製造コスト中にプレフォームが占める価格は170元にも達し、これでは利益が出

ないばかりか、材料購入と生産をそのまま続けると巨額の損失を受けるほかなかった。他方でXは同時期に日本国内の光ファイバーメーカーに供給する価格はZに供給する価格よりもはるかに低くし、日本企業の製造コストを中国企業のそれよりも低くして、客観的に日本企業の中国市場に大量のダンピングを促進した。

Zは市場に出現した重大な情勢変化にもとづいて、再三にわたりXに対して製品価格の合理的な調整を要求したが、Xは信用状で担保されていることを理由にしてこれに応じず、わずかな微調整だけを行った。

Zは国外企業の大量のダンピング行為と先進素材メーカーが高価格で素材の購入を強要したことの二重の圧迫のもとで、著しい損害を受け、巨額の赤字が発生し、生産の継続が困難になり、ダンピング行為の最大の被害者になった。

Xは上記の状況を何ら考慮せず、自らは何の損失もないのにZに巨額の補償を要求したことは、各国の法律および国際慣例が公認する信義誠実、平等互惠、権利乱用禁止の諸原則に完全に違反する。

9 本仲裁判断は我が国の法律の基本原則に違反するから、本判断を無効と判じなければならず、本仲裁判断は承認・執行することはできない。

(1) 本仲裁判断は、我が国の法律の基本原則である平等原則に違反する。Xは自己の優越性と寡占的地位を利用し、一方的な契約を締結させ、本製品市場価格が20円にすぎないとき、Xは40円の購入価格を要求し、契約解除と実質修正に応じなかったのは、平等原則に違反する。

(2) 本仲裁判断は、我が国の法律の基本原則である公平原則に違反する。Xが要求した一方的契約〔霸王合同〕は、製品価格1グラム当35円であり、もしZが購入しないときは1グラム当たり40円の補償金をXに支払わなければならない。この点からみても、製品を購入しない場合のコストは購入する場合のコストよりも高くなり、Zをして購入せざるを得なくさせたのだから、本仲裁判断は重大な公平原則違反に当たる。

- (3) 本仲裁判断は、我が国の法律の基本原則である信義誠実の原則に違反する。Xは何らコスト払わずして座して不当な暴利をむさぼり、一方の利益を害して利己の利益を実現している。これは信義誠実の原則に著しく違反する。
- (4) 本仲裁判断は、我が国の法律の基本原則である権利濫用禁止の原則に違反する。Xは自己の光ファイバー業界における寡占的・操縦的地位を利用して、かつ信用状による詐欺手段を使用して強制的に製品を購入させ、これを基礎としてなされた本仲裁判断は権利濫用禁止の原則に違反する。
- 10 本仲裁判断を承認・執行することは、中国の社会経済秩序、政治秩序に違反し、社会公共利益に違反し、社会公共利益に多大の破壊と損失を与えるから、本仲裁判断は無効であり、承認・執行することはできない。
- (1) 本仲裁判断を承認・執行することは、直接にZに対して巨大な損失を与え、ついには破産に至らしめる。本仲裁判断はZに対して合計12億元の支払いを命じており、Zの資産は2億元である。このことから本仲裁判断の承認執行はZを破産に至らしめる。
- (2) 本仲裁判断を承認・執行すると、直接的に6億元の国有資産が流失するに至る。Zの株主には国家開発投資公司、天津大学、中国船舶重工業集団第七研究院第707研究所など7つの国有大中型公司や大学の出資総計約2億元が含まれており、もしZが本件で執行され破産すると、これらの株主は投資が回収できないし、さらにZは約4億元の国有銀行借入れがあり、同銀行は回収できなくなる。したがって本仲裁判断の承認・執行は直接的に6億元の国家資産の流失をきたす。
- (3) 本仲裁判断の承認・執行は、直接的に国家税源の流失をもたらすだけでなく、天津市政府に巨額の代償を支弁させることになる。すなわちZが大株主であるの企業は30余りあり、毎年国家に億単位の税金を支払っている。國務院 [2005] 34号「上場会社体質意見書」

によると、天津市政府は赤字、破産の上場企業に対して経営の接取管理と救済措置を実施しなければならず、もし本仲裁判断が執行されれば、直接的に天津市政府はZの問題解決のために10億元を支出する必要が生じ、このため天津市政府の資産流失をきたす。

- (4) 本仲裁判断の承認・執行は、直接的に6,000人の生活就業問題を発生させ、社会安定に重大な影響を及ぼし、国家の政治安全を破壊する。Zとその関連会社は30余りあり、6,000人の従業員の就業生活を賄っているのだから、本仲裁判断の執行は関係企業30余社の経営不能をもたらし、6,000人の失業をきたす。
- (5) 本仲裁判断の承認・執行は、中国の証券市場の健全な発展に直接的な影響を及ぼし、ひいては社会経済秩序に混乱をもたらす。Zは上場会社として4万人の株主を擁し、もし仲裁判断が承認・執行されるとZの株価は大幅に変動し、ひどいときには中国では初めて上場会社が破産に至り、4万人株主の利益を棄損する。

Zは、さらに次の理由を追加した。

Zは、仲裁請求変更の「求意見書」を受領していない。仲裁規則20条2項の規定によると、仲裁廷はXによる請求変更の申請があったときは、先にZの書面による意見を聴かねばならない。

このため、仲裁廷が先にZの意見を聴かずにXの請求変更を許可したのは、仲裁規則の上記条文に違反するから、本仲裁判断は承認・執行を拒絶すべきである。

③ Xの意見と理由

- 1 本仲裁判断には、仲裁請求の範囲を超える内容は含まれていない。

本仲裁手続で、Xは「長期売買合意」が有効であること、および契約締結当時に詐欺行為が存在しなかったことの各確認を請求した。

仲裁廷は、本合意にもとづく清算金が存在するかどうか不安定な状態を解消するためには、「当該請求権の存在を確認することで足りる」としてXの上記請求の一部を認容したのであって、この判断は清算金請求

権が存在することを確認したに過ぎない。この部分の認容は、日本の法律で完全に合法である。

したがって仲裁判断は請求の範囲を超えていない。

2 Yの仲裁判断日に関する主張は誤っている。

仲裁規則は仲裁判断の期限について、紛争の遅延を防ぐために単に努力目標として仲裁判断の期限を規定したしたのである。したがって、この期限を過ぎて仲裁判断をしても仲裁手続上の重大な瑕疵に当たらず、その仲裁判断の効力に何の影響もない。

Zは「Zは仲裁判断がいつ出るのか知らされず、このためZに対する抗弁のため積極的に証拠および承認を準備していた」と主張するが、事実と反する。すなわち、仲裁廷は2005年10月18日にZに対して第2回開廷日を2005年10月25日とする書簡を送達した。この書簡に対してZは2005年10月19日に「仲裁廷の決定に対する抗議書」を仲裁廷に送付した。この中でZは明確に第2回審理以降の全ての審理に出廷しないと明言した。

さらに仲裁廷は、Zに対して2005年10月19日付「求意見書」を送付してXがした請求変更に対するZの意見を求めると同時に、2005年10月25日付け「請求変更の許可申請書」を発送した。

以上のとおり、Xは自己の意思で本仲裁手続に参加することを拒絶し、Xの変更請求に対して何ら答弁をしていないのであり、Zが提出したのはわずかに自分の片面的な主張と証拠だけであって、明らかに事実と反するのである。

3 仲裁判断書の送達について

仲裁廷は、仲裁規則にもとづいてFEDEX〔聯邦快梯〕に委託して書留速達の方法で2005年12月6日付「仲裁判断書」を送達した。FEDEXは2005年12月12日以降2回にわたってZに仲裁判断書を送達しようとしたが、いずれもZは受領を拒絶した。

そこで仲裁廷は、北京市中億律師事務所の胡潔律師に委託してZに仲裁判断書を送達させることにし、同律師は2006年2月9日に同律師は

Zに仲裁判断書を送達した。

その後、Zが同弁護士が仲裁判断書を送達してよいのかどうかを仲裁廷に照会したので、仲裁廷は2006年2月16日に、この送達は仲裁規則にもとづく合法的な送達である旨を回答した。

仲裁廷が2005年12月6日に仲裁判断をしながら2006年2月9日まで仲裁判断書の送達ができなかった原因は、Zが仲裁協会を送信者とする上記のFEDEXによる書留速達による送達物の受領を拒絶したからであり、胡潔律師を通して送達させたのは仲裁規則による合法送達の一つである。この送達は仲裁手続に違反しないばかりかZの利益に何ら損害を与えるものではない。

4 管轄異議と仲裁廷の対応について

XとZが締結した「長期売買合意」において当事者が長期売買合意に関して紛争が解決しないときは仲裁協会により仲裁で解決すると明確に約定された。Xが仲裁申請したのは長期売買合意に関する紛争であり、この紛争は上記約定により仲裁協会で行うのである。

仲裁廷はZがした管轄異議の書面に対して2005年9月15日に第一回開廷審理を行い、直接にZの代表者である寇紀泓から管轄異議に関する意見を聴取した。

この基礎のうえで、仲裁廷は仲裁規則にもとづき2005年10月17日に「管轄の有無に関する決定」の題名で管轄に関する決定を行い、2005年10月18日に仲裁廷は同決定書をZに送達した。

さらにZは「管轄の有無に関する決定」の内容を添付したうえで、2005年10月19日付「仲裁廷の決定に対する抗議書」を提出した。

したがってこのことよりZが主張する「仲裁廷は、終始Zが述べた管轄異議に対して何ら回答又は決定をしない」というのは完全に事実反する。

5 仲裁人名簿の提供について

仲裁規則は、仲裁人の選定について「仲裁人選任の便宜をはかるため、協会は仲裁人名簿を作成し、これを常備する」と規定する。しかし

仲裁協会が仲裁人を提供する規定はない。仲裁廷は仲裁手続で当事者に仲裁人名簿を提供する義務はなく、かつ当事者は仲裁協会が制定した仲裁人名簿から仲裁人を選定する義務もなく、任意に仲裁人を選定してよいのである。

Zが仲裁人を選定した経過は次のとおりである。

Zは、仲裁廷に当たてた2005年3月24日付ファクシミリで仲裁人の人数を3名とすることに同意するとともに、仲裁協会名簿に登録がない者を仲裁人を選定することができるかの質問をした。この質問に対して仲裁廷は、同日にファクシミリで「仲裁人名簿以外から仲裁人を選定することができる」と回答した。

仲裁廷は、2005年3月25日に各当事者にファクシミリで仲裁人選定の期限を2005年4月15日とする通知をした。しかしZは仲裁廷に2005年4月12日にファクシミリで期限の延長を要求した。そこで仲裁廷は仲裁規則にもとづき、同年4月14日に各当事者にファクシミリで仲裁人選定の期限を同年5月2日まで延長すると通知した。

Zは同年4月15日に仲裁廷にファクシミリで仲裁人名簿の提供を要求した。しかしZは仲裁人名簿の提供を待つことなく、同日に仲裁廷に対して敖其を仲裁人を選定するとの通知を発した。このようにZには2005年2月16日に仲裁申請の通知を受領してから同年5月2日まで2ヶ月半も仲裁人選定の時間があった。そして2005年3月24日にはZは仲裁人名簿から仲裁人を選定する必要があることを知って名簿外から仲裁人を選定した。

したがって仲裁人の選定問題については、仲裁規則上も、実際の便宜上からも何らの障害はなかった。

ニューヨーク条約5条1項(b)は「判断が不利益に採用される当事者が、仲裁人の選定または仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防御することが不可能であったこと」と規定するところ、Zが仲裁人の選定で、「適当な通告を受けなかった」、または「案件に対して意見を提出することが出来なかった」とい

う事由は存在しなかった。

6 仲裁廷が独立性・公正性を欠くとの主張は、誤りである。

Zは、仲裁廷は本仲裁手続において公平原則に違反すると主張するが、事実に対し誤りである。

Zは2005年3月4日付のX側の弁護士の所見を引用し、これをもって仲裁廷が不公平だというのが、この書簡の提出経過を無視した誤りがある。

Zは2005年2月18日付の書簡で、仲裁廷が外交ルート以外の方法でZに対して仲裁手続を開始する旨の通知を送達したことを問題にした。仲裁廷は2005年3月4日付の書簡でZに対して、上記の方法で送達してもまったく問題はないと回答した。X側代理人弁護士は、この仲裁廷の回答について賛成を表明し、併せて速やかな仲裁の進行を希望する旨の意思を伝え、仲裁廷もまたX側代理人弁護士の提案に賛成の意を表したに過ぎない。

したがって仲裁廷とXが共同して仲裁手続を強制的に進行させた事実はないのである。

7 中国の司法主権に損害を与えるとの主張に対する反駁意見

中国の法院が契約解除についてした民事判決書は、当事者間で明確な仲裁合意をしているにもかかわらず、この仲裁合意を無視し、管轄のないのになされた無効な判決である。

当該判決は、中国最高人民法院がこれまで明確に確認した事項を無視している。すなわち同院・民事裁定書（〔2004〕民四終字11号）は、信用状に関して銀行に支払差止めを求める訴訟については、信用状を開設した中信銀行天津支店には仲裁合意の効力は及ばないとして、中国法院に管轄があると明確に述べている。

しかし、仲裁合意の当事者であるXZ間の「長期売買合意の有効性」については、中国の法院は管轄がなく、日本の仲裁手続にもとづいて解決されなければならない。

仲裁合意において明確に管轄が合意されている本仲裁手続では、仲裁

判断は売買合意の有効性を前提にして清算金の支払いを命じたのである。この仲裁判断と矛盾した判決を出したのは中国の法院である。

つまるところ、Zが引用する中国法院の民事判決は、管轄権のない状態でなされたものである。したがって本仲裁判断の承認・執行は中国の司法を何ら侵害しない。

8 反ダンピング裁定にもとづく主張は、誤りである。

Zが引用する中国商務部2004年第96号公告「原産国アメリカ、日本、韓国からの輸入ナチュラルシングルモード光ファイバー・ダンピング調査最終決定」の対象は光ファイバーのダンピング行為であって、本件のような長期売買合意による製品が対象ではない。

本合意にかかる製品は、光ファイバーの原材料であるプレフォームであって、上記決定の対象である光ファイバーそのものではない。

Xは当時プレフォームを商業的に生産をし供給する唯一のメーカーではなく、ZはX以外の他のメーカーからプレフォームを購入することができたのであるから、Zがいう「Xはその寡占かつ操縦的地位を利用した」という主張は事実と反する。

Zは「Xは価格の調整を許さない」というのもナンセンスな主張である。Zは自由意思にもとづき5年間の長期売買合意の具体内容について一致し、合意を締結したのである。Zは契約交渉過程でXと交渉を進め、最終的に長期売買合意に達したのであって、Zはこの契約条件を拒絶して合意を締結しないこともできた。

その後不幸にして光ファイバー市場が暴落し、Zは長期売買合意によって利益を上げることが困難になった。しかし市場環境の悪化はXの責任ではない。Zは市場悪化により収益が得られないことを理由に契約を不履行にしたが、これはまったく道理がない。市場環境の悪化にともないXはZの要求に応じて前後3回にわたりZに有利に改正してきた。これらの修正はZがいうように「象徴的な微調整」どころではない。

9 本仲裁判断が中国法律の基本原則に違反するとの主張に対する反駁意見。

1. 平等原則違反について

「長期売買合意」は、一定の期間中において確定した購入量と価格など各方面の条件を前提としたうえで契約を締結したのであり、XはZに対して契約上の債務の履行を請求するものである。Zは契約締結後の光ファイバー市場悪化を理由として合意内容の修正を要求したが、Xは合意内容義務の修正には応じなかった（実際には、XはZの苦境を考慮して3回修正した。Zも修正の合意の一部について履行した）。

したがって、当事者の合意にもとづいて下された本仲裁判断は、何ら平等原則に違反しない。

2. 公平原則違反について

取引の実際の価格からみると、清算金は公平原則違反とは必ずしもいうことができない。合意条項が公平かどうかは合意を締結したときの状況から判断しなければならない。これによると、当初合意したときの価格は、1グラム40日本円と定めた清算金は何ら公平原則に違反しないし、この清算金自体は、Zが製品を購入しない場合にXに支払われるべき損失の賠償であり、何ら不当ではない。

3. 信義誠実違反について

Zが「長期売買合意」による購買義務を履行しないことは、必然的にXに損失を与え、ZはXに対して損害賠償の予定として契約上の義務を負うのである。Zが契約上の義務を履行せずXの利益を不当に害して自己の利益を追求するのであるから、Zこそ信義誠実の原則に違反する。

したがって、本件仲裁判断はXがZの利益を害して自己の利益を実現する内容ではないから、Zが本仲裁判断が信義誠実違反だと主張するのは明らかに事実違反する。

4. 権利濫用について

Xは決して光ファイバーの寡占地位を占めていないし、Zが主張するように信用状を利用した詐欺により製品の購入を強制したこともない。

長期売買合意締結後の光ファイバー市場の状況とXの権利濫用とは何の関係もなく、XとZは自由意思で売買契約を締結したのであるから、

契約後の市場悪化等がZに損失をもたらしたこととYの権利濫用とは何の関係もない。

XがZに対して清算金の支払いを請求することは、長期売買合意にもとづく正当な権利であり、この権利行使は権利濫用を構成しない。したがってZが本仲裁判断が権利濫用になるとの主張は成立しない。

- 10 本仲裁判断の承認・執行が国家公共利益に違反し、中国の公共政策と公共経済秩序に直接的に損害を与え、これがニューヨーク条約に違反するとの主張に対する反駁意見。

本案は、債務不履行にもとづく損害賠償請求の事件であり、損害賠償についてはニューヨーク条約5条2項の公共秩序には含まれないから、Zの主張は法律根拠がない。しかもZの大株主は天津大学から民間企業である「天津鑫茂科技股份有限公司」(ママ)に変更され、会社の名称も「天津鑫茂科技股份有限公司」と変更された(ママ)。事実上これは民間企業の株式支配による会社であり、国有企業との関係は薄い。したがって、本仲裁判断を執行しても国家利益に大きい損害を与えない。

- 11 以上のとおり、本仲裁判断はニューヨーク条約および中国のどの法律法規にも違反しないのであるから、法院に承認と執行を請求するものである。

④ 当院の処理意見と理由

当院は、我が国と日本はいずれもニューヨーク条約の加盟国であるので、不承認にすべきかどうかは、ニューヨーク条約の規定にもとづいて審査しなければならない。

仲裁廷にはニューヨーク条約5条に規定する承認・執行すべきではない事由があるため、その仲裁判断は承認すべきではない。その理由は以下のとおりである。

- 1 仲裁手続とニューヨーク条約5条1項の事由

(1) 仲裁廷は、仲裁規則が規定する仲裁判断の作出期限を超え、かつZに仲裁判断の日を通知していない。

仲裁規則53条は明確に「1. 仲裁廷は、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、その日から5週間を経過する日までに、仲裁判断をしなければならない。ただし、仲裁廷は事件の難易度その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を8週間以内の適当な期間とすることができる。2. 仲裁廷は、前項の審理終結に当たり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない」と規定する。

本仲裁の審理終結は2005年10月25日で、仲裁判断の日は同年12月6日で、6週間が経過しているから、仲裁規則が定める5週間を超過した。仲裁廷は事件終結の日をZにまったく通知しないばかりか、仲裁判断の日もZに通知していないし、さらにその日が延期されたこともZに通知していない。

このようにして、仲裁廷はZに対して十分な抗弁と挙証の権利を与えないで仲裁判断を出したのである。最も重要なことは、この規則はZがどのような態度をとったかではなく、当事者に対して仲裁判断の日の通知をすることは仲裁廷が尽くさなければならない義務であり、順守しなければならない規則であることである。仲裁廷が仲裁規則中の上記規定に違反した行為はニューヨーク条約5条1項(b)「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定または仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防御することが不可能であったこと」の事由に当たり、本仲裁判断は承認してはならないのである。

- (2) Xが変更請求をしたときZの意見を徴求すべき義務を仲裁廷が履行したことについて証拠による証明がない。

仲裁規則20条は「1. 申立人は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立て変更書を協会に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、仲裁廷が成立した後においては、申立て変更の許可申請書を仲裁廷に提出してその許可を得なければならない。2. 仲裁廷は、前項の許可をするについて予め相手方当事者の意見を聴かね

ばならない」と規定する。

Zは2005年8月31日に仲裁廷に「仲裁請求事項の変更申請書」を提出した。

Xは当院に提出した仲裁廷作成にかかる「請求変更申請の許可」によると「仲裁協会事務局は2005年10月21日にEMS国際速達の方法で“求意見書”をZに郵送した」と述べている。しかしZが仲裁廷に意見の通知をした証拠はなく、また現在のところZは2005年10月21日に郵送されたという「求意見書」の受領の事実を否認している。

仲裁廷が2005年10月2日にZに対して書類を郵送したという証拠がないのであるから、仲裁廷がいうところのZに「求意見書」を送達した証拠は不十分である。

したがって、仲裁廷にはニューヨーク条約5条1項(b)が規定する「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定または仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防御することが不可能であったこと」の事由があり、仲裁判断を承認してはならないと認められる。

(3) 仲裁判断は、Xの仲裁請求の範囲を超えている

Xの仲裁請求は、次のとおりである。

- 1) Zは、29億2800万円および遅延利息を支払え。
- 2) 前項が認められないときは、Zは29億8200万円および遅延利息を支払え。
- 3) X Z間の長期売買合意（3回の改正を含む）が有効であること、およびXに詐欺行為が存在しないことを確認する。
- 4) 仲裁費用は、Zが負担せよ。

ところが05-03仲裁判断の主文は、次のとおりである。

- 1) ZはXに対して29億2800万円および遅延利息を支払え。
- 2) XはZに対して合意4項に規定する清算金支払請求権を有することを確認する。
- 3) Zは仲裁費用12,835,934円を支払え。

4) Zのその余の請求を棄却する。

Xの請求内容からすると、その請求は1グラム40円の支払いをZが製品を購入しなくなった日である2004年1月から仲裁判断で命じた2005年7月までの清算金の支払いにすぎないのに、仲裁廷はXが請求をしていない確認、すなわち「XがZに対して合意4項にもとづく清算金支払い請求権を有することの確認」をした。

この仲裁判断は結果的にXが契約の完了期限である2009年までの清算金を主張することができるようにさせた。この仲裁判断本文は、明らかにXが請求した範囲を超過している。

Zは仲裁判断書を受領する前には、仲裁廷が送達したという「ZがXに対して有する清算金支払請求権の確認請求の申請書」を受領しておらず、かつZは仲裁廷で意見を陳述したときにはXはこの確認請求を何ら陳述していない。したがって、この部分の主張に対してZは抗弁を進行させ証拠を提供させる機会がなかった。仲裁廷がこのようにXの請求を超過して判断したことは、日本仲裁法44条5項の「仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続きにおける申し立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること」およびニューヨーク条約5条1項(b)の「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定または仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防御することが不可能であったこと」および(d)の「仲裁機関の構成または仲裁手続が当事者の合意に従っていなかったこと」の各規定に該当し、本仲裁判断は、承認してはならないのである。

- (4) 仲裁規則9条は「仲裁人選任の便宜をはかるため、協会は仲裁人名簿を作成し、これを常備する」と規定するのに、仲裁協会はZに対して仲裁申請書を送達したときに、速やかに仲裁人名簿を交付していない。

仲裁人名簿に登載された仲裁人は、厳選された関係領域の素質深い権威ある人物であり、法律素養、言語はもとより専門知識はすべて優

秀である。仲裁規則で仲裁協会が仲裁人名簿を制定させる理由は、当事者が仲裁人を選定するのに便宜を図るためである。さらに仲裁協会は、仲裁人に厳格な要求を課し、名簿中の仲裁人は、仲裁法、仲裁規則等の規制と管理を受ける。

当事者は必ず仲裁人名簿から仲裁人を選定しなければならないのであるから Z は日本語に精通し、法律水準が高く、日本の仲裁を熟知した仲裁人を選定して自己の権利を擁護する必要があった。

仲裁協会は仲裁人名簿を Z に交付する義務があり、かつ当事者に名簿中から仲裁人を選定するように告知する義務がある。事件受理後は、名簿と X の申請書を一緒に同封して Z に送達しなければならない。しかし、仲裁協会は、仲裁手続が開始されたとき、仲裁人名簿を Z に送達せず、仲裁人の選任期限が迫ってきた。Z が再三にわたり名簿を請求すると、仲裁協会は仲裁人の選定期限で延期を同意したが、いぜんとして Z に仲裁人名簿を送達せず、再度の仲裁人選定期限が決められたとき、Z に名簿中に中国人の仲裁人はいるかどうかの回答もしなかった。

仲裁協会のこのやり方は、Z が多忙な状況で選定した仲裁人と X が選定した仲裁人との間でいろいろな方面で不平等になった。のちに仲裁協会は、Z に仲裁人名簿を交付したけれど、このときはすでに Z は仲裁人を選定した後であった。

仲裁協会のこの行為は、ニューヨーク条約 5 条 1 項 (b) 「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定または仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防御することが不可能であったこと」および (d) 「仲裁機関の構成または仲裁手続が当事者の合意に従っていないかったこと」の事由に該当し、仲裁判断を承認してはならないのである。

(5) 双方当事者が約定した本件仲裁条項は、無効と認定すべきである。

当事者間の「長期売買合意書」中には「本合意または本合意に関係して紛争が発生したときは、日本商事仲裁協会の規則と手続により日

本東京において仲裁をする。仲裁は最終であり、双方に対して拘束力を有する」という約定がある。

XとZは、仲裁の方法で紛争を解決すること、および仲裁地、適用規則・手続を約定しただけで、具体的にどの仲裁機構で仲裁をするかは約定していない。日本には、常設機構による仲裁と臨時仲裁が存在する。日本の東京には、日本商事仲裁協会だけでなく、日本海運集会所、弁護士会の仲裁センター等の仲裁機構が存在するし、さらに日本商事仲裁協会の仲裁規則を適用してアドホック仲裁を進行させることも可能である。

当事者の約定からみると、当然に日本東京の社団法人商事仲裁協会が本件の管轄権を有するとはいえない。当事者が管轄で一致しない状況では、日本商事仲裁協会が本件を受理する何らの法律上の根拠はない。

2 当院は、本仲裁判断にはニューヨーク条約5条2項(b)の事由が存在すると認められるから、本仲裁判断を執行することは我が国の公共利益に抵触すると考える。

(1) 商務部が認定した事実によると、日本の光ファイバーメーカーは我が国においてダンピング行為をした。そして日本の光ファイバーメーカーのダンピング行為は、我が国および世界光ファイバー価格の大幅な低落をもたらした根本原因である。したがってXはこれにより生じる一切の結果の責任を負わなければならない。

商務部が発布した2004年第96号公告「原産国アメリカ、日本、韓国からの輸入ナチュラルシングルモード光ファイバーダンピング調査最終決定」は、次のとおり認定した。

「調査期間(2002.4.1~2003.3.31)において、原産国がアメリカ、日本、韓国からの輸入光ファイバーにはダンピングが存在し、原産国アメリカ、日本、韓国から輸入された光ファイバーは中国国内の光ファイバーメーカーに実質的損害を与え、かつダンピングと実質損害との因果関係が存在する」

商務部は上記認定中で、全日本企業のダンピング幅は46%と認定し、最終決定では、全日本企業からの輸入反ダンピング課税46%とし、期間を2005年1月1日から5年間とした。

表面的には商務部がした光ファイバーのダンピング決定とX Z間の光ファイバー買い付け紛争は直接の関係はない。しかし、我が国の光ファイバー生産に必要な原材料は基本的に輸入に頼っており、しかも世界の光ファイバー主要メーカーが独占している。契約履行後間もなく、国内光ファイバー市場価格は急速に低落し、Xからの購入価格では、Zが継続して購入して生産すると巨額な損失を受けざるを得ない。同時期にXが日本国内の光ファイバー企業に供給した価格はZら中国企業に供給した価格よりはるかに低く、その不正当な行為は日本企業に中国企業よりも低コストをもたらし、客観的に日本企業に中国市場にダンピング攻勢を促進させた。

Zは、市場に出現した重大な事情変更のためXに対して再三にわたり合理的な製品価格の調整を請求したが、双方は支払いについて取消不可能の信用状によったためXは価格について微々たる調整だけをした。Zは日本を含む国外企業のダンピング攻勢と先進素材メーカーによる高価格な買い付け強要という二重の圧力のもとに、重大な損害を受け巨額の赤字が出て生産継続が困難になった。

Xは、このような状況下でZに対して巨額の損失補償を要求し、さらに仲裁廷がXの仲裁請求を認容したことは我が国の公共政策に違反すると認定すべきである。

(2) 仲裁判断は、我が国の法律基本原則である公平原則に違反する。

公平原則は、仲裁の真髄であり、我が国の法律の基本原則である。

XとZら国内光ファイバー企業は、5年の長期にわたる取消し不可能信用状による長期固定買付けの合意を締結し、Zの毎月購入量は4.2トンに達した。XとZは第一次長期売買契約の基礎の上に、3回契約を改正し、製品価格を調整してきたが、契約で約定した清算金に関する条項は終始変更されなかった。Xが約定により要求するのは、

製品価格 1 グラム当たり35円であるのと比べると、Zが購入しない場合の補償金が 1 グラム当たり40円で、これでは購入価格よりも不購入価格が高いことが分かる。周知のとおり、Zは光ファイバーを生産すると、その販売に当地政府に税金を支払い、さらに人件費、費用、加工賃等がかかる。しかしXは光ファイバーの原材料を生産せず、上記の諸費用も支払う必要がないのにZへの販売価格はかえって高くなる結果になる。しかも当時の市場価格は1グラム35円よりはるかに低かったのであるから、仲裁判断は我が国の法律基本原則である“公平原則”に違反すると認定すべきである。

以上のとおりであるから、当院の処理意見は次のとおりである。

「社団法人日本商事仲裁協会が下した東京05-03仲裁判断は、その承認・執行を拒絶する」

この意見が妥当か否かを、ご回答されたい。

(出典：最高人民法院民事審判第四庭編『涉外商事海事審判指導』2008年第2輯・人民法院出版社81～102頁・最高人民法院2008.9.10《關於裁定不承認和執行社団法人日本商事仲裁協會東京05-03号仲裁裁決的報告》的答復)